

令和5年度

(第16期)

事業報告

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

事業報告

令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで

1 当公庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

イ 事業活動の経過及びその成果

(イ) 総括

我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあります。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えています。

他方、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追い付いていません。個人消費や設備投資は、依然として力強さを欠いています。

このような中、当公庫におきましては、政策金融機関として「政策」と事業者・地域を「繋ぎ」、「支える」という使命感をもって、セーフティネット機能の発揮、民間金融機関との連携、成長分野等への重点的な支援、お客さまサービスの向上、地域活性化への貢献などに取り組みました。

a セーフティネット機能の発揮

コロナ禍の影響が残る中、当公庫における新型コロナウイルス関連の融資実績は、令和2年1月の相談窓口の設置以降、令和6年3月末までに累計で約128万件、約21兆円となりました。また、コロナ禍の影響を受けた中小企業・小規模事業者の財務基盤を強化するため、令和2年8月から取扱いを開始した「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）」の融資実績は、令和6年3月末までに約1万先、約1兆1千億円となりました。

また、東日本大震災をはじめとする自然災害、感染症の流行、経済情勢等による経営環境の変化の影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等に対して、資金繰り支援などを行うとともに経営面のアドバイスをを行いました。

このうち、令和5年石川県能登地方を震源とする地震、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号、令和5年6月29日からの大雨、令和5年7月7日からの大雨、令和5年台風第7号、ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策、令和5年台風第13号、令和6年能登半島地震に対しては、新たに特別相談窓口を設置し、被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等に対して、融資や返済の相談に迅速かつきめ細かく対応しました。

さらに、物価高等により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等からの融資や返済に関する相談にも、引き続き迅速かつきめ細かく対応しました。

加えて、信用保証協会による保証が円滑に行われるための信用保険引受や危機対応円滑化業務を実施しました。

b 民間金融機関との連携

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 1 条が規定する民間金融機関の補完を旨としつつ、多くの民間金融機関との連携を進めています。

当期におきましては、これまでの民間金融機関連携の取組みを継続するとともに、役員レベルを含めた組織的な対話の促進及び連携状況の経営層への浸透に取り組みました。

コロナ禍や物価高等の影響を受けたお客さまへの対応につきましては、民間金融機関との勉強会の実施や資本金劣後ローンに係る協調融資商品の活用などを通じて、引き続き連携を進めました。また、成長分野をはじめとする民間金融機関との協調融資等を継続して推進することにより、中小企業、小規模事業者や農林漁業者の経営改善・事業再生支援に係る連携を一層強化しました。

c 成長分野等への重点的な支援

日本経済の成長・発展への貢献を念頭に、国の政策に基づき、リスクテイク機能を適切に発揮し、創業・スタートアップ・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開、農林水産業の新たな展開、DX・デジタル化の推進及び脱炭素化などの環境・エネルギー対策等への支援に取り組みました。

なかでも、創業・スタートアップ・新事業においては、民間金融機関やベンチャーキャピタルと連携した金融支援やマッチングイベントの開催などの本業支援、事業承継においては、各地域の関係機関との連携等を通じた事業承継マッチングを含むコンサルティング、海外展開及び農林水産業の新たな展開においては、関係機関と連携した販路開拓支援、資金支援や農林水産物・食品の輸出支援などに取り組みました。

d お客さまサービスの向上及び地域活性化への貢献

政策金融の役割を十分に理解し、貸付制度を適切に運用するとともに、お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスの提供やコンサルティング機能の強化などに取り組みました。

また、全国規模でのオンライン商談会や、地域の特色を活かしたセミナー・商談会の開催に加え、全国 152 支店のネットワークを活用したマッチング支援などに取り組みました。

さらに、第 2 期「地方版総合戦略」に積極的に関与し、「地域経済活性化シンポジウム」を東京、広島及び青森で開催するなど、地域活性化に向けた取組みを実施しました。

これらにより、当期の当公庫全体の融資実績は 3 兆 2,485 億円となりました。

当期の当公庫全体の損益の状況につきましては、経常収益は 7,493 億円、特別損益を含めた当期純損失は 823 億円となりました。

(ロ) 国民一般向け業務

当期の国民一般向け業務におきましては、コロナ禍や物価高、令和 6 年能登半島地震等の影響を受けた小規模事業者からの融資・返済相談への対応を最優先に取り組み、資金繰り支援を

通じて危機時のセーフティネット機能を発揮しました。また、創業・スタートアップ支援や事業承継支援、海外展開支援など、成長分野等への対応にも力を注ぎました。

コロナ禍の影響が残る小規模事業者への支援につきましては、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）」の活用により、資金ニーズに対応したほか、小規模事業者ごとの実情に配慮した既往債務の条件変更に迅速かつ丁寧に対応しました。また、融資後のフォローアップ等のお客さまと接する機会において経営課題を共有し、支援ニーズに応じて、課題解決につながる情報提供や外部専門家への取次ぎなどの本業支援に取り組みました。

また、令和6年能登半島地震への対応につきましては、特別相談窓口の設置（令和6年1月4日）や休日相談の実施などにより相談体制を拡充したほか、支店への応援職員の派遣など、融資や返済の相談に対して、本支店一丸となって迅速かつきめ細かく対応しました。

成長分野等への対応のうち、創業・スタートアップ支援につきましては、創業者への資金面での支援に加え、各種セミナーやマッチングイベントの開催などを通じて、事業化支援ニーズへも的確に対応しました。事業承継支援につきましては、各地域の商工団体と構築した連携スキームの活用、オープンネームによる「事業承継マッチングイベント」の開催などを通じて、小規模事業者の後継者確保などを支援する事業承継マッチング支援に取り組みました。海外展開支援につきましては、輸出に意欲のある小規模事業者に対して試験的な輸出の機会を提供する「トライアル輸出」の取組みなどを通じて、海外への販路開拓などの課題解決に向けた支援に取り組みました。

これらにより、当期の国民一般向け業務における貸付実績は1兆5,972億円となりました。

国民一般向け業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は1,321億円、特別損益を含めた当期純損失は2,169億円となりました。

（ハ）農林水産業者向け業務

当期の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）及び森林・林業基本計画並びに水産基本法（平成13年法律第89号）及び水産基本計画等の国の農林水産業における施策を受けて、農林水産業者のニーズ及び地域・業界の実態を把握し、民間金融機関などと連携しながら、迅速かつ的確に業務を遂行しました。

特に、将来に亘って地域の農林漁業生産を担うべき農林漁業者が物価高等をはじめとした経営環境変化に対応して行う、規模拡大や農林水産物輸出、環境負荷低減や耕畜連携等による新たな経営展開や持続可能な経営への転換に対して、その事業性を積極的に評価して円滑な資金供給に努めるとともに、コロナ禍や物価高、令和6年能登半島地震等の影響を受けた農林漁業者への長期的な視点に立った支援などによりセーフティネット機能を発揮しました。

令和6年能登半島地震への対応につきましては、特別相談窓口の設置（令和6年1月4日）や休日相談の実施などにより相談体制を拡充し、融資や返済の相談に対して迅速かつきめ細かく対応しました。

成長分野等への対応につきましては、成長を目指す担い手農業者の様々な経営展開の取組み

や国産材の安定供給・利用の取組み、水産業の生産体制強化の取組みに対し、関係機関と連携し支援を行いました。

また、新規就農者に対して、青年等就農資金により積極的に支援を行いました。

事業承継支援につきましては、農業経営特有の課題を踏まえた「事業承継診断・マッチング意向確認票」を作成し、経営資源を円滑に引き継ぐ取組みを推進しました。

海外展開支援につきましては、令和4年10月に農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第49号）が施行されたことに伴い、「農林水産物・食品輸出基盤強化資金」を含めた補助・金融・税制などの政策支援措置の提案や輸出事業計画の策定支援を行いました。また、国産農林水産物・食品の商談会である「アグリフードEXPO東京」を開催し、日本貿易振興機構や貿易商社、農林水産省による農林水産物・食品輸出プロジェクト（GF P）等と連携して、輸出に意欲のある農林漁業者等の海外販路開拓を支援しました。

これらにより、当期の農林水産業者向け業務における貸付実績は4,692億円、民間金融機関が行う農業者向け融資の証券化支援業務の引受実績は1,122百万円となりました。また、農林漁業法人等へ出資する投資事業有限責任組合（LP S）への出資約束実績は200百万円、出資履行実績は387百万円となりました。

農林水産業者向け業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は489億円、特別損益を含めた当期純損失は18億円となりました。

（二）中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当期の中小企業者向け融資業務におきましては、コロナ禍や物価高、令和6年能登半島地震等の影響を受けた中小企業者への資金繰り支援を最優先とすることで、セーフティネット機能を的確に発揮しました。

特に、財務面に影響をきたした中小企業者に対しては、財務体質強化を図るための資本金を供給する制度である「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）」等を活用し、引き続き民間金融機関とも連携のうえ、中小企業者の円滑な資金調達の実現に積極的に取り組みました。

また、令和6年能登半島地震への対応につきましては、特別相談窓口の設置（令和6年1月4日）や休日相談の実施などにより相談体制を拡充したほか、支店への応援職員の派遣など、融資や返済の相談に対して、本支店一丸となって迅速かつきめ細かく対応しました。

成長分野等への対応につきましては、中小企業者のニーズに基づき、スタートアップ支援をはじめ、新事業、事業再生、事業承継及び海外展開の分野における支援に取り組みました。

スタートアップ支援につきましては、スタートアップ支援資金等を活用し、事業成長に伴って必要となる資金ニーズに積極的に対応しました。また、資金供給のみならず、成長支援策として、スタートアップと中小企業者との商談機会を提供するイベントを開催したほか、全国各地で民間金融機関や地方公共団体と連携しながら、スタートアップの認知度向上や売上増加に資する取組みを行いました。

新事業支援につきましては、経営環境の変化に合わせ、新製品の開発、新事業分野への進出

に積極的に取り組む中小企業者や、女性、若者、高齢者が経営する創業から日の浅い中小企業者への支援を実施しました。

事業再生支援につきましては、コロナ禍や物価高、自然災害などの影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化のため、貸出条件の緩和などを積極的に行ったほか、中小企業活性化協議会などの外部機関と連携して、再生支援を実施しました。また、シンジケートローンも活用し、民間金融機関と協調した支援を実施しました。

事業承継支援につきましては、資金ニーズへの対応のみならず、情報面の支援として、事業承継診断の推進とともに、事業承継計画策定支援やサプライチェーンの維持・発展を事業承継の観点から支援する取組みに加え、後継者に対する情報提供など、中小企業者の円滑な事業承継に向けた支援を行いました。

海外事業支援につきましては、外部専門機関と取り組む「海外ビジネス支援パッケージ」への参加を全国の地域金融機関に呼びかけ、110 機関の参加につなげるなど態勢を拡充し、お客さまの経営課題の解決支援を行うとともに、クロスボーダーローンやスタンドバイ・クレジット制度等の多様な手法でお客さまの資金ニーズにも対応しました。また、3カ所目の海外駐在員事務所をベトナム（ホーチミン）に新設し、海外現地法人への支援を推進する態勢を強化しました。

これらにより、当期の中小企業者向け融資業務における貸付実績は1兆1,820億円となりました。

このほか、中小企業者向け証券化支援保証業務におきましては、後述のCLO（貸付債権担保証券）の組成に関連し、機関投資家向けに販売されるCLOの一部に保証を付したことにより、保証実績は52億円となりました。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は793億円、特別損益を含めた当期純利益は160億円となりました。

（ホ）中小企業者向け証券化支援買取業務

当期の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、前期に引き続きCLOの組成を行いました。参加した民間金融機関数は前期の全国39機関から42機関となり、中小企業・小規模事業者に対する無担保資金の供給支援額は前期の1,943社に対する410億円から、2,397社に対する454億円となりました。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は582百万円、特別損益を含めた当期純利益は68百万円となりました。

（ヘ）信用保険等業務

当期の信用保険等業務におきましては、引き続き、コロナ禍や物価高等に対応した経営安定関連保証、伴走支援型特別保証等に係る保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を行い、セーフティネット機能を的確に発揮しました。

また、令和6年能登半島地震などの自然災害に対する災害関係保証等に係る保険引受により、被災地域の復興に向けた支援に取り組みました。

成長分野等への対応につきましては、引き続き、創業関連特例等を通じた創業支援、事業再生計画実施関連特例等を通じた再生支援及び特定経営承継関連特例等を通じた事業承継支援に努めたほか、NPO法人に係る保険引受を行いました。

このほか、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速し、中小企業・小規模事業者の積極的な事業展開を支援するため、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)の改正を受け、保証人の提供を選択できる制度に係る保険引受を開始しました。

こうした取組みに当たっては、保険業務推進室を中心に、全国51の信用保証協会と意見・情報の交換を積極的に行い、中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めるとともに、信用保証協会に対して支援の強化を働きかけました。

これらにより、当期の信用保険等業務における保険引受額は9兆5,551億円となりました。

信用保険等業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は4,775億円、特別損益を含めた当期純利益は1,497億円となりました。

(ト) 危機対応円滑化業務

当期の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣により定められた「新型コロナウイルス感染症に関する事案」への取組みに努めました。

これにより、当期の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が18億円、指定金融機関に対する利子補給が205億円となりました。

なお、当期の指定金融機関に対する貸付実績はありませんでした。

危機対応円滑化業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は108億円、特別損益を含めた当期純損失は293億円となりました。

(チ) 特定事業等促進円滑化業務

当期の特定事業促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

事業再編促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した事業再編を実施しようとする認定事業者等に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

事業適応促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した事業適応を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け及び利子補給金の支給に関連する業務を行いました。

開発供給等促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

事業基盤強化促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した事業基盤強化を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

導入促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定船舶の導入を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

供給確保促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

これらにより、当期の特定事業等促進円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する利子補給が93百万円となりました。

なお、当期の指定金融機関に対する貸付実績はありませんでした。

特定事業等促進円滑化業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は263百万円、特別損益を含めた当期純損失は35百万円となりました。

ロ 組織運営の経過及びその成果

当公庫は、「政策金融的的確な実施」及び「ガバナンスの重視」を基本理念に掲げるとともに、毎期、3ヵ年の業務運営計画を策定し、これを着実に実行しています。

組織運営につきましては、「透明性・公正性・迅速性」を確保したガバナンス態勢の構築を目的とし、着実に取り組んでいます。

意思決定・監視機能の強化につきましては、外部有識者からなる評価・審査委員会及び人事上の重要事項を審議する人事委員会を設置しています。評価・審査委員会では、政策目的に沿って事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価を行っています。また、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を実施しています。さらに、重要事項を取締役会のほか総裁決定審議会などの会議体で審議する体制を構築するとともに、権限委譲により意思決定の迅速化を図っています。

(イ) デジタル化・DXの推進

当公庫を取り巻く環境変化を踏まえ、システム刷新・クラウド化・デジタル化を3つの柱として策定した「デジタル化推進計画」を遂行しています。

システムの効率的な開発や将来にわたった安定稼働に向けて、業務とシステム構造の見直しを行う「システム刷新」につきましては、システム構造上の課題の解消策等を定めた「システム刷新の基本構想」を策定しました。

有事における機動的なシステム処理能力の増強及びBCPの強化を実現する「クラウド化」につきましては、信用保険システムを外部のクラウド基盤へ移行しました。その他のシステムにつきましても、クラウド基盤への移行に向けた開発作業を実施しました。

お客さまサービスの向上や業務の効率化に向けた「デジタル化」につきましては、お客さま向けのオンラインサービスである日本公庫ダイレクトの機能拡充や電子契約の導入等、非対面サービスの促進に取り組みました。

(ロ) 効率的・効果的な業務運営

申込みの急増にも対応可能とするデジタル化や事務の見直しによる業務効率化の推進に取り組みました。また、収集した現場の意見・要望の業務改善への活用、お客さまや支店のニーズを踏まえた店舗等の改善にも取り組みました。

(ハ) 人材開発の推進

「質の高いお客さまサービスの実現」、「高度なマネジメント能力・専門性の養成」及び「職員のDXリテラシーの向上」を目的として、人材アカデミー、階層別教育、自己啓発支援など新入職員から役員までの各種役職員教育プログラムの拡充などに取り組みました。

また、「専門性の強化」を目的に平成25年度に開始した企業派遣研修を、当期も継続しました。

研修内容に応じて、対面・オンライン・動画配信を組み合わせることで、効果的・効率的な研修を実施しました。

(ニ) ダイバーシティの推進と職場環境の向上

多様な人材が活躍できる職場づくりを一層推進するため、性別を問わずワークライフ・マネジメントの実践が可能な職場づくりに向けて、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤など柔軟な働き方を可能とする制度の活用促進及び男性の育児等に伴う休暇・休業の取得促進に取り組みました。

女性活躍推進の取組みにおいては、令和5年12月にえるぼし認定2段階目（2つ星）を取得しました。また、研修などを通じた管理職候補者層の育成や段階的に管理職の経験を積むことができる機会の拡充に加え、若手女性職員を対象にしたキャリアフォーラムを開催するなど、女性のキャリア開発支援を行い、「管理職に占める女性の割合12%以上（2028年4月時点）」の達成に向け、取り組んでおります。

(ホ) リスク管理態勢、コンプライアンス態勢及び危機管理態勢の整備・強化

リスク管理態勢につきましては、年度ごとにリスク管理プログラムを策定し、審査能力向上に資する施策及び適切な債権管理に資する施策に取り組んでいます。当期におきましては、延滞発生額等の増加を踏まえた信用リスクの適切な管理に取り組みました。

コンプライアンス態勢につきましては、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス研修・勉強会などの各種施策に取り組んでいます。当期におきましては、全職員を対象として、反社会的勢力等の排除、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応の重要性、パワーハラスメントの未然防止並びに情報漏えいの防止をテーマとする研修を実施し、職員のコンプライアンス意識のより一層の強化に取り組みました。

リスク管理プログラム及びコンプライアンス・プログラムの実施状況につきましては、四半期ごとにモニタリングを着実に実施し、コーポレート・ガバナンス委員会に報告しています。

危機管理態勢につきましては、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理

委員会などを整備しています。当期におきましては、首都直下地震をはじめとした自然災害やサイバー攻撃等を想定した各種訓練などを実施し、危機管理態勢の一層の強化に取り組みました。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		第13期 (令和2年4月 ～令和3年3月)	第14期 (令和3年4月 ～令和4年3月)	第15期 (令和4年4月 ～令和5年3月)	第16期 (令和5年4月 ～令和6年3月)
株式会社日本政策金融公庫	経常収益	478,800	437,096	416,980	749,380
	経常利益	△1,037,064	△387,312	△268,760	△82,246
	当期純利益	△1,037,286	△387,510	△268,708	△82,313
	純資産額	8,857,095	15,414,935	15,286,497	15,323,211
	総資産	35,959,796	40,266,562	36,730,743	33,518,917
国民一般向け業務	経常収益	135,840	121,804	110,783	132,139
	経常利益	△154,529	△51,101	△117,535	△216,892
	当期純利益	△154,632	△51,181	△117,388	△216,922
	純資産額	2,517,236	5,241,560	5,136,201	4,924,573
	総資産	13,778,462	14,815,751	12,576,912	10,747,638
農林水産業者向け業務	経常収益	49,931	47,673	47,260	48,952
	経常利益	25	54	57	△1,821
	当期純利益	—	—	—	△1,840
	純資産額	427,465	451,248	456,313	458,537
	総資産	3,514,160	3,606,094	3,727,719	3,750,620
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	経常収益	80,698	72,500	67,355	79,348
	経常利益	△152,250	△171,613	△48,183	16,103
	当期純利益	△152,345	△171,676	△48,220	16,085
	純資産額	2,084,973	3,286,367	3,304,452	3,382,025
	総資産	8,478,960	9,132,230	8,272,985	7,558,008
中小企業者向け 証券化支援買取業務	経常収益	724	565	423	582
	経常利益	151	170	△11	68
	当期純利益	151	170	△11	68
	純資産額	25,052	25,346	25,134	25,073
	総資産	114,344	48,157	50,676	44,905
信用保険等業務	経常収益	201,636	182,005	179,653	477,596
	経常利益	△718,819	△142,087	△71,653	149,709
	当期純利益	△718,819	△142,087	△71,653	149,709
	純資産額	3,071,421	5,252,034	5,237,400	5,433,810
	総資産	4,614,820	6,995,667	7,030,342	6,923,224
危機対応円滑化業務	経常収益	10,139	12,749	11,679	10,883
	経常利益	△11,630	△22,721	△31,410	△29,377
	当期純利益	△11,630	△22,721	△31,410	△29,377
	純資産額	730,767	1,158,113	1,126,712	1,098,944
	総資産	5,338,380	5,558,745	4,977,341	4,413,773
特定事業等促進円滑化業務	経常収益	216	177	183	263
	経常利益	△11	△12	△22	△35
	当期純利益	△11	△12	△22	△35
	純資産額	177	264	282	246
	総資産	121,972	111,198	95,635	81,436

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) 資金調達及び設備投資

イ 資金調達

当期に行った主要な資金調達は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達

(単位：億円)

	資金調達方法	当期調達額
株式会社日本政策金融公庫	借入金・寄託金	7,513
	債券	200
	出資金	1,189
	(計)	8,902

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 債券の当期調達額は、当期発行額を計上しています。

(ロ) 借入金・寄託金

(単位：億円)

	借入先・受入先	当期借入額・受入額	当期末残高
株式会社日本政策金融公庫	財政投融资特別会計	7,507	156,478
	その他の	6	1,566
	(計)	7,513	158,044
国民一般向け業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	2,092	54,121
	一般会計	—	1,313
	(小計)	2,092	55,434
農林水産業者向け業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	4,600	30,752
	一般会計	—	43
	独立行政法人 農林漁業信用基金 (寄託金)	6	209
	(小計)	4,606	31,005
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	815	38,749
	(投資勘定)	—	87
	(小計)	815	38,837
中小企業者向け 証券化支援買取業務	(小計)	—	—
信用保険等業務	(小計)	—	—
危機対応円滑化業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	—	31,956
	(小計)	—	31,956
特定事業等促進円滑化業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	—	810
	(小計)	—	810

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ハ) 債券

(単位：億円)

	債券の種類	当期発行額	当期末残高
株式会社日本政策金融公庫	政 府 保 証 債	—	4,350
	財 投 機 関 債	200	2,858
	(計)	200	7,209
国民一般向け業務	政 府 保 証 債	—	2,000
	財 投 機 関 債	100	100
	(小 計)	100	2,100
農林水産業者向け業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	100	1,749
	(小 計)	100	1,749
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	政 府 保 証 債	—	1,550
	財 投 機 関 債	—	817
	(小 計)	—	2,367
中小企業者向け 証券化支援買取業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	—	192
	(小 計)	—	192
信用保険等業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	—	—
	(小 計)	—	—
危機対応円滑化業務	政 府 保 証 債	—	800
	財 投 機 関 債	—	—
	(小 計)	—	800
特定事業等促進円滑化業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	—	—
	(小 計)	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(二) 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社日本政策金融公庫	一般会計出資金	1,159
	産業投資出資金	30
	東日本大震災復興特別会計出資金	0
	(計)	1,189
国民一般向け業務	一般会計出資金	52
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	0
	(小 計)	52
農林水産業者向け業務	一般会計出資金	10
	産業投資出資金	30
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	40
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	一般会計出資金	613
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	0
	(小 計)	613
中小企業者向け 証券化支援買取業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	—
信用保険等業務	一般会計出資金	467
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	467
危機対応円滑化業務	一般会計出資金	16
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	16
特定事業等促進円滑化業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 設備投資

当期に行った主要な設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

	設備投資の総額
株式会社日本政策金融公庫	22,773
国民一般向け業務	13,337
農林水産業者向け業務	3,001
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	5,118
中小企業者向け証券化支援買取業務	—
信用保険等業務	1,271
危機対応円滑化業務	15
特定事業等促進円滑化業務	28

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	内 容	金 額	備 考
国民一般向け業務	店舗関連 設備投資等	515	店舗
	情報システム関連 設備投資等	6,230	クラウド基盤
農林水産業者向け業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	1,294	クラウド基盤
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	2,756	クラウド基盤
信用保険等業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	260	クラウド基盤
危機対応円滑化業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	9	クラウド基盤
特定事業等促進円滑化業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	5	クラウド基盤

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当期における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項は、次のとおりです。

イ 株式会社日本政策金融公庫法等の改正

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成 20 年政令第 143 号）

中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年 6 月 7 日政令第 201 号）に基づき、改正

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 代表取締役の選定

令和 5 年 6 月 21 日の取締役会で決議、令和 5 年 6 月 21 日認可

(ロ) 取締役及び監査役の選任

令和 5 年 6 月 21 日の株主総会で決議、令和 5 年 6 月 21 日認可

(ハ) 業務方法書の一部変更

令和 5 年 6 月 19 日付けで認可申請、令和 5 年 6 月 30 日認可

令和 6 年 3 月 18 日付けで認可申請、令和 6 年 3 月 29 日認可

(ニ) 政府からの借入及び社債

国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務について、業務ごとに主務大臣の認可を受けて、政府からの借入や社債の発行を行っています。

(5) 当公庫の概要

イ 沿革

平成 18 年 6 月 2 日	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 47 号) 公布
平成 19 年 5 月 25 日	株式会社日本政策金融公庫法公布
平成 20 年 4 月 16 日	第 1 回株式会社日本政策金融公庫設立委員会
平成 20 年 4 月 18 日	株式会社日本政策金融公庫法施行令公布
平成 20 年 9 月 19 日	定款認可
平成 20 年 9 月 22 日	創立総会及び設立時取締役による会議
平成 20 年 9 月 30 日	国内金融業務方法書認可
平成 20 年 10 月 1 日	株式会社日本政策金融公庫設立
平成 22 年 4 月 1 日	駐留軍再編促進金融業務を開始
平成 22 年 8 月 16 日	特定事業促進円滑化業務を開始
平成 23 年 7 月 1 日	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成 24 年 4 月 1 日	国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管
平成 24 年 11 月 12 日	本店移転
平成 26 年 1 月 20 日	事業再編促進円滑化業務を開始
令和 2 年 8 月 31 日	開発供給等促進円滑化業務を開始
令和 3 年 8 月 2 日	事業適応促進円滑化業務を開始
令和 3 年 8 月 24 日	事業基盤強化促進円滑化業務及び導入促進円滑化業務を開始
令和 5 年 1 月 13 日	供給確保促進円滑化業務を開始

ロ 事業内容

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、日本政策金融公庫法第 11 条に規定する業務を実施しています。このほか、当公庫が行うものとして法令に規定する業務を実施しています。

ハ 本支店、海外駐在員事務所

当期末における当公庫の店舗は、本店 1、支店 152、海外駐在員事務所 3 です。

本 店 : 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号

支店及び海外駐在員事務所一覧

支 店	札幌、札幌北、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、青森、弘前、八戸、盛岡、一関、仙台、石巻、秋田、大館、山形、米沢、酒田、福島、会津若松、郡山、いわき、水戸、日立、土浦、宇都宮、佐野、前橋、高崎、さいたま、浦和、川越、熊谷、越谷、千葉、船橋、館山、松戸、東京、東京中央、新宿、上野、江東、五反田、大森、渋谷、池袋、板橋、千住、八王子、立川、三鷹、横浜、横浜西口、川崎、小田原、厚木、新潟、長岡、三条、高田、富山、高岡、金沢、小松、福井、武生、甲府、長野、松本、小諸、伊那、岐阜、多治見、静岡、浜松、沼津、名古屋、名古屋中、熱田、豊橋、岡崎、一宮、津、四日市、伊勢、大津、彦根、京都、西陣、舞鶴、大阪、大阪西、阿倍野、玉出、十三、大阪南、堺、吹田、守口、泉佐野、東大阪、神戸、神戸東、姫路、尼崎、明石、豊岡、奈良、和歌山、田辺、鳥取、米子、松江、浜田、岡山、倉敷、津山、広島、呉、尾道、福山、山口、下関、岩国、徳山、徳島、高松、松山、宇和島、新居浜、高知、福岡、福岡西、北九州、八幡、久留米、佐賀、長崎、佐世保、熊本、八代、大分、別府、宮崎、延岡、鹿児島、鹿屋、川内
海外駐在員 事 務 所	上海、バンコク、ホーチミン

ニ 職員

区 分	人 数
職 員	7,436 名

(注) 職員数は、令和 5 年度政府関係機関予算定員を記載しており、
臨時職員等を含んでいません。

ホ 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当公庫創設から15年、お客さまや地域を取り巻く環境が大きく変化する中、当公庫は時々の課題を見据え、民間金融機関の補完を旨としつつ、政策金融を的確に実施し、ステークホルダーから信頼される存在を目指してきました。

しかし、昨今の環境変化は、その規模や、影響の及ぶ範囲などの予測が難しく、お客さまのニーズもより高度化、多様化しており、これらに適切に対応することが求められます。

こうした中、当公庫が、将来の変化に対応できる組織であり続けるため、その拠り所として当公庫の果たす役割や目的を「使命」として明文化しました。

当公庫は、基本理念を踏まえ、「政策金融の担い手として、安心と挑戦を支え、共に未来を創る。」という使命のもと、職員一人ひとりの自律的な行動や変化への挑戦を後押しし、経営方針の達成に向けて業務運営計画の各項目に取り組んでいきます。

基本理念、使命、経営方針及び業務運営計画の内容は、次のとおりです。

基本理念

1 政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

2 ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

使命

政策金融の担い手として、安心と挑戦を支え、共に未来を創る。

政策金融を担い続ける者として、お客さまに寄り添い、地域の関係機関と共に安心と挑戦を支え、日本の未来を創る。

経営方針

事業運営方針

- 1 セーフティネット機能を発揮し、いかなる危機でもお客さまの事業継続を支える
- 2 重点事業分野を支援し、地域を担うお客さまの発展を支える
- 3 民間金融機関や関係機関と連携し、お客さまと地域を共に支える

組織運営方針

- 1 危機に対応できる強靱な組織を確立し、いかなる時も政策金融機能を堅持する
- 2 DX等の業務改革を組織一体となって推進し、新たな価値を創出する
- 3 人的資本への投資を推進し、職員の能力・働きがい及び組織力を高める

【事業運営計画】

1 セーフティネット機能の発揮

(1) お客さまへのセーフティネット機能の発揮

- イ 自然災害、感染症の流行、経済情勢等による経営環境変化の影響を受けたお客さま及び経営改善に取り組むお客さまへの支援
- ロ 危機発生に即応した指定金融機関への信用供与等を実施

(2) 信用補完の着実な実施

- イ 中小企業・小規模事業者への信用補完制度を通じた支援
- ロ 保証協会等との連携強化

2 重点事業分野の支援

(1) 創業・スタートアップ・新事業支援

- イ 創業企業への支援
- ロ スタートアップに対する資金供給と事業化・成長の支援
- ハ 新たな農業の担い手確保に向けた取組みを支援
- ニ 新事業に取り組む中小企業への資金供給と成長支援
- ホ ベンチャーキャピタル、イノベーションの創出に取り組む大学等、創業・スタートアップ・新事業支援機関との連携強化
- へ 「高校生ビジネスプラン・グランプリ」開催による将来を担う若者の創業マインド向上

(2) 事業再生支援

- イ 事業再生に取り組むお客さまへの支援
- ロ 中小企業活性化協議会等との連携強化
- ハ DDS、DES等により抜本再生を支援

(3) 事業承継支援

- イ 事業承継に取り組むお客さまへの資金支援及び事業承継マッチング等のコンサルティング支援
- ロ 地域における事業承継ネットワークへの参画及びネットワーク活性化への貢献

(4) 海外展開支援

- イ 海外展開を図る中小企業・小規模事業者及び海外現地法人への支援
- ロ 輸出力強化に取り組む農林漁業者・食品関係企業等を支援
- ハ 海外展開支援機関との連携強化

(5) 農林水産業の持続可能な成長への支援

- イ 成長を目指す農林漁業者の持続可能な経営への転換に向けた支援
- ロ 国産材の利用促進に向けた木材関連事業者の取組みを支援
- ハ 持続性のある水産業の成長産業化に向けた代船建造、養殖基盤強化を支援
- ニ 農林漁業者との連携強化に取り組む食品関係企業等の関連産業を支援

(6) ソーシャルビジネス支援

- イ ソーシャルビジネスに取り組むお客さまへの支援

- ロ ソーシャルビジネス支援機関との連携強化
- (7) その他重点事業分野の支援
 - イ DX・デジタル化の推進への支援
 - DX・デジタル化に取り組むお客さまを支援
 - ロ 環境・エネルギー対策への支援
 - (イ) 中小企業・小規模事業者のGXを含む環境・エネルギー対策への取組みを支援
 - (ロ) 農林漁業者等の環境負荷低減、生物多様性の保全等、グリーン化に向けた取組みを支援
 - ハ 企業活力の向上を支援
 - (イ) 飛躍的成長を目指す中小企業を支援
 - (ロ) 「賃上げ」や「健康経営」など人的資本の充実に取り組むお客さまを支援
 - (ハ) 生産性向上等による経営基盤の強化に取り組むお客さまを支援
 - ニ 教育の機会均等への貢献
 - (イ) 教育費負担の軽減に向け、教育貸付を周知推進
 - (ロ) 多様化する相談ニーズへの対応
 - ホ 我が国を取り巻く環境変化への対応を支援
 - 経済社会情勢の変化への対応や安全保障の強化に資する取組み等を支援
- 3 民間金融機関や関係機関との連携
 - (1) 民間金融機関連携の深化
 - イ 協調融資等の継続的な推進及びお客さま対応に係る連携強化
 - ロ 役員レベルを含めた組織的な対話の促進
 - ハ 協調融資商品の創設・活性化
 - (2) 関係機関をつなぐ役割の発揮
 - イ お客さまや地域が抱える課題の解決に向けた取組みを、関係機関と共に推進
 - ロ 商工会議所・商工会、税理士会等の関係機関との連携を強化
 - (3) 地方自治体との連携強化
 - 地方版総合戦略参画による各種施策への貢献
- 4 サービス向上・地域支援
 - (1) 支援策の高度化・推進
 - イ リスクテイク機能の適切な発揮
 - ロ お客さまニーズに合致した有益な情報提供とコンサルティング機能の強化
 - ハ お客さま満足度調査等の実施による、お客さま目線に立った支店運営や各種サービス向上策の推進
 - (2) 全国152支店のネットワーク活用
 - 地域の垣根を越え、お客さまのマッチング等を推進
 - (3) 政策提言による制度・施策の改善
 - お客さまや地域の声を収集し、政策提言や施策に反映
 - (4) 対外発信の強化

- イ 日本公庫に対する理解と信頼を高めるための広報活動を推進
- ロ 独自性ある手法を用いた高水準な研究成果の発信強化によるシンクタンクとしての評価向上

【事業運営計画における計画値】

2 重点事業分野の支援

(1) 創業・スタートアップ・新事業支援

新規開業貸付（企業数）〔創業前及び創業後1年以内〕：26,000 企業【国民生活事業】

新たに農業経営を開始する者及び新規就農者を雇用する農業経営体への融資先数：2,400 先【農林水産事業】

新事業に取り組む事業者、スタートアップへの貸付契約社数：1,400 社【中小企業事業】

(2) 事業再生支援

事業再生に取り組む事業者に対する経営改善計画の策定支援社数：2,400 社【中小企業事業】

(4) 海外展開支援

海外展開を行う事業者への貸付件数：3,200 件【国民生活事業】

農林水産物・食品の輸出に取り組む経営体への融資先数：390 先【農林水産事業】

海外展開に取り組む事業者への貸付契約社数：950 社【中小企業事業】

(5) 農林水産業の持続可能な成長への支援

成長を目指す担い手農業経営体への融資先数：6,370 先【農林水産事業】

(6) ソーシャルビジネス支援

ソーシャルビジネスを行う事業者への貸付件数：13,000 件【国民生活事業】

【組織運営計画】

1 強靱な組織の確立

(1) 危機管理態勢の一層の強化

イ 首都直下地震といった自然災害を想定した訓練等の継続実施による危機管理態勢の整備・強化

ロ 職場内ディスカッション、研修等の継続実施により自律的に適切な行動ができる職員を育成

ハ 有事下における人員体制等の態勢を整備し、有事対応力を強化

ニ 有事においても、円滑な業務継続を可能とする、非対面のお客さま向けデジタルサービスを充実

ホ システムを外部のクラウド基盤に移行し、システム面での有事対応力を強化

へ 有事を念頭に置いた店舗等の改善により、お客さまや職員が安心できる環境を整備

(2) 適切なリスク管理の実施

イ 適切な与信管理の実施

ロ リスクテイク機能の適切な発揮等に向けた信用リスクの管理

ハ 信用補完機能発揮に向けた信用保険引受リスクの管理

ニ 政策金融機能の持続的な発揮に向けたオペレーショナルリスクの管理

(3) コンプライアンス態勢の強化

- イ 反社会的勢力（暴力団員・共生者）及びそれに準ずる者（詐欺関与先及び経済制裁対象先）の排除態勢を強化
- ロ 政策金融の担い手として責任ある行動に繋がるコンプライアンス意識の強化
- ハ ハラスメントの未然防止・早期発見に向けた取組み継続及びハラスメントを看過しない組織風土の醸成

(4) システムの安定稼働とセキュリティ対策の強化

- イ 将来にわたるシステムの安定稼働に向けたシステム刷新を推進
- ロ 安定稼働に配慮したシステム開発・運用の効率化
- ハ 最新のサイバーセキュリティ状況や技術動向を踏まえたセキュリティ対策の強化

2 DX等の業務改革

(1) デジタル化・DXの推進等による業務の効率化・高度化

- イ お客さまの利便性向上や業務の効率化に繋がるデジタル化・DXを推進
- ロ 最適なITの活用に向け、他機関におけるデジタル化の動向及び最新デジタル技術を研究
- ハ 事業の特性に応じたシステムの機能改善
- ニ 申込みの急増にも対応を可能とする事務見直し等を推進
- ホ 現場からの意見、要望を広く収集し、業務改善に活用
- へ 全体最適を見据えた組織の効率化を推進

(2) 業務及びシステムの共通化・統合

- イ 業務効率化やお客さまサービスの向上を目的とした3事業の業務共通化を推進
- ロ 将来にわたるシステムの安定稼働に向けたシステム刷新を推進

3 人的資本への投資

(1) 職員教育の充実

- イ 基本理念・使命・経営方針・業務運営計画浸透による自律的な行動の定着
- ロ 階層別教育による、政策金融の担い手育成
- ハ マネジメント能力強化による職員の能力を最大限に引き出すことができる管理職の育成
- ニ 職員のDXリテラシーの向上及びDXを推進できる人材の育成
- ホ システムの品質向上・安定稼働及びサイバーセキュリティ脅威に対応する人材の育成
- へ 専門能力向上に役立つ資格取得推進

(2) 人材活用の推進

- イ 柔軟な人事異動、社内公募、外部との人事交流等の積極的な運用により、多様な業務に対応できる人材を育成
- ロ 業務職育成制度等によるエリア職の活躍範囲拡大
- ハ 採用活動における認知度向上による政策金融を担える人材の獲得
- ニ シニア職員の活躍推進
- ホ 管理職キャリアアップ支援による管理職候補者の育成

(3) 多様な人材が活躍できる職場づくり

- イ 職員のエンゲージメント向上に向けた取組みの実施
- ロ ダイバーシティ推進活動の実施
- ハ ワークライフ・マネジメント（WLM）の実践をサポート
- ニ 職員一人ひとりの健康保持増進をサポート
- ホ 女性活躍の推進
- へ 職員の多様な働き方、働きがいにつながる人事給与制度の運用
- ト 転勤制度の見直し

【組織運営計画における計画値】

3 人的資本への投資

(3) 多様な人材が活躍できる職場づくり

男性職員の育児に伴う休暇・休業1か月以上の取得率：90%

ノー残業デー週2日の実施率：90%

管理職に占める女性の割合：12%以上（2028年4月時点）

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	46,285,584,430,964株
発行済株式の総数	21,851,825,305,741株

内訳

業 務	発行済株式の総数
国民一般向け業務	5,972,068,198,000
農林水産業者向け業務	457,735,700,000
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	4,047,643,000,000
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000
信用保険等業務	9,901,847,407,741
危機対応円滑化業務	1,447,648,000,000
特定事業等促進円滑化業務	407,000,000

(2) 当期末株主数

4名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当公庫への出資状況	
	持株数	持株比率
財務大臣	21,510,959,868,741株	98.44%
経済産業大臣	295,286,000,000株	1.35%
農林水産大臣	40,271,000,000株	0.18%
厚生労働大臣	5,308,437,000株	0.02%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

(令和6年3月31日現在)

氏名	地位(及び担当)
田中 一穂	代表取締役総裁
渡邊 正博	代表取締役副総裁 (総裁補佐並びに危機対応等円滑化業務部、デジタル戦略室及び総合研究所)
岩元 達弘	代表取締役専務取締役 (国民生活事業本部長)
倉重 泰彦	代表取締役専務取締役 (農林水産事業本部長)
米田 健三	代表取締役専務取締役 (中小企業事業本部長)
小野 洋太	専務取締役 (企画管理本部長兼企画管理本部総務・企画部門長(デジタル戦略室を除く。))
姪原 保志	常務取締役 (国民生活事業本部営業部門長(創業支援部(事業承継支援室を除く。))及び事務統括室を除く。)
佐々木 裕介	常務取締役 (国民生活事業本部生活衛生部門長)
十亀 幹夫	常務取締役 (農林水産事業本部営業部門長及び新業務企画室担当)
谷口 伸一	常務取締役 (中小企業事業本部営業部門長)
鈴木 直人	常務取締役 (企画管理本部コーポレート・ガバナンス統括室、デジタル戦略室及びITマネジメントオフィス担当)
高橋 恵一	取締役 (国民生活事業本部審査部門長(企業支援室を除く。))並びに事務統括室及び人材開発室担当)
新堀 健二	取締役 (農林水産事業本部審査部門長)
谷口 眞司	取締役 (農林水産事業本部企画管理部門長)
加藤 義明	取締役 (中小企業事業本部保険部門長)
佐合 達矢	取締役 (中小企業事業本部企画管理部門長)

氏 名	地 位 (及び担当)
大谷 邦夫	取締役
栗原 美津枝	取締役
楠美 信泰	常勤監査役
三田 祥弘	常勤監査役
山田 雄一	監査役
宮城 典子	監査役
風間 聡	監査役

- (注) 1 取締役のうち、大谷邦夫及び栗原美津枝の2氏は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第15号に定める社外取締役です。
- 2 監査役のうち、楠美信泰、山田雄一及び宮城典子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 3 監査役山田雄一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 4 岩間邦彦氏、富山一成氏、田口克幸氏は、令和5年6月21日付けで、取締役を辞任しています。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の重要な兼職の状況

上記社外役員が業務執行者を兼職する他の法人等と当公庫との間には、開示すべき関係はありません。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
大谷 邦夫	<p>当期取締役会13回開催のうち13回に出席。</p> <p>企業経営に関する豊富な経験を活かして議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。</p> <p>また、上記のほか、日本公庫全体及び事業本部ごとの業務及び運営の状況の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価並びに取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行う評価・審査委員会の委員を務め、当事業年度に開催された評価・審査委員会の全て(3回)に出席することなどにより、独立した客観的立場から日本公庫の業務運営及び経営陣の監督に務めております。</p>

氏 名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
栗原 美津枝	<p>当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。</p> <p>政策金融に関する幅広い知見を活かし、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。</p> <p>また、上記のほか、日本公庫全体及び事業本部ごとの業務及び運営の状況の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価並びに取締役及び監査役候補者の評価・審査を行う評価・審査委員会の委員を務め、当事業年度に開催された評価・審査委員会の全て（3 回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から日本公庫の業務運営及び経営陣の監督に務めております。</p>
楠美 信泰	<p>当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。</p> <p>当期監査役会 15 回開催のうち 15 回に出席。</p> <p>会社役員経験者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。</p>
山田 雄一	<p>当期取締役会 13 回開催のうち 11 回に出席。</p> <p>当期監査役会 15 回開催のうち 14 回に出席。</p> <p>財務及び会計の専門家としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。</p>
宮城 典子	<p>当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。</p> <p>当期監査役会 15 回開催のうち 15 回に出席。</p> <p>会社役員経験者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。</p>

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大谷 邦夫	<p>会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約</p>
栗原 美津枝	
楠美 信泰	<p>会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約</p>
三田 祥弘	
山田 雄一	
宮城 典子	
風間 聡	

(4) 役員報酬等に関する事項

イ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、令和6年2月9日付けで会社法第319条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主全員の書面による同意の意思表示をもって、年額333百万円以内(うち社外取締役分は年額19百万円以内)と決議されたものとみなされています。

なお、当該決議に係る取締役の員数は18名(うち社外取締役2名)です。

監査役の報酬の額は、令和5年6月21日付けで会社法第319条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主全員の書面による同意の意思表示をもって、年額57百万円以内と決議されたものとみなされています。

なお、当該決議に係る監査役の員数は5名です。

ロ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人数	報酬等
取締役 (うち社外取締役)	21名 (2名)	333百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	56百万円 (32百万円)
合計	27名	390百万円

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額24百万円(取締役22百万円、監査役2百万円)が含まれています。

3 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額21百万円(取締役19百万円、監査役2百万円)を計上しています。

4 報酬等の額以外に、退任取締役及び退任監査役に対する役員退職慰労金の支給について、令和5年6月21日付けで会社法第319条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主全員の書面による同意の意思表示をもって決議されたものとみなされたため、退任取締役及び退任監査役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しています。

退任取締役 2名 31百万円

退任監査役 1名 5百万円

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬等	
	監査証明業務に基づく報酬等	非監査業務に基づく報酬等
EY 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 裕男 公認会計士 久保 暢子 公認会計士 秋山 修一郎	165 百万円	7 百万円

(注) 1 当公庫と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。

2 当公庫は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」及び「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務等を委託し、対価を支払っています。

3 当公庫監査役会は、同一の会計監査人による監査が一定期間を経過するため行われた第 16 期会計監査業務の入札の結果を踏まえて、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬等の見積り根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の監査証明業務に基づく報酬等につき、監査品質を確保する点からも妥当であるとの意見で全員が一致したので、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っています。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると認められるときは、会計監査人の解任を検討します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるとき、その他必要と認められるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当公庫は、会社法及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）に定める「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容は、次のとおりです。

イ 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

(ロ) 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。

(ハ) 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

(ニ) 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

(ホ) 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

(ヘ) 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

(ロ) 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。

(ハ) 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

(ロ) 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

(ハ) 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。

(ニ) 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に

- 関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。
- (ロ) 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。
- (ハ) 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。
- ホ 業務の適正を確保するための内部監査体制
- (イ) 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。
- (ロ) 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる内部監査部署を置く。
- (ハ) 内部監査部署は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。
- (ニ) 内部監査部署は、定期的に若しくは必要に応じて、又は総裁の指示若しくは他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- (ホ) 内部監査部署は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。
- へ 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- (イ) 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。
- (ロ) 前(イ)の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- (ハ) 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、前(イ)の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。
- ト 監査役を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項
- 公庫は、監査役を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。
- チ 監査役を補助する職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 公庫は、前へ及びトを遵守するほか、監査役を補助する職員が、監査役の指示に基づき行う職務の遂行を妨げてはならない。
- リ 取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ) 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。
- (ロ) 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。
- ヌ 監査役への報告をした取締役及び職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 公庫は、前リ(ロ)の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った取締役及び職員に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない。
- ル 監査役を補助する職員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行につい

て生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

公庫は、監査役が実効的な監査の実施に当たって弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めるなどのため所要の費用を請求するときは、これを拒むことができない。

ヲ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

(ロ) 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

(ハ) 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

(ニ) 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに内部監査部署に協力を求めることができる。

(ホ) 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(2) 体制の運用状況の概要

当公庫のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた、体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

イ コンプライアンス、情報資産の保存及び管理やリスク管理等に対する取組み

当公庫は、コンプライアンス、情報資産の保存及び管理、リスク管理、緊急時対策その他の危機管理等を内部管理上重点的に取り組むべき分野として位置づけており、そのうち、当公庫全体の経営として把握し又は管理すべきものをコーポレート・ガバナンス委員会で審議しています。

この委員会におきましては、コーポレート・ガバナンスに関して、当公庫全体として統一的に対応すべき事項などについて審議・報告を行いました。

ロ 取締役の職務執行

当公庫の取締役会は、18名以内の取締役で構成しており、うち2名を社外取締役としています。当期におきましては、取締役会を13回開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役が職務の執行状況について報告を行いました。

ハ 内部監査の実施

当公庫では、内部監査部署として、監査部及びシステム監査室を設置しています。監査部及びシステム監査室は、内部監査計画に基づき、当公庫の業務全般に係る内部管理態勢の適切性・有効性について内部監査を行い、その結果について総裁、取締役会及び監査役に報告を行いました。

ニ 監査役監査

監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、取締役から独立した職員を配置しています。

取締役及び職員は、適時・的確に職務の執行状況について、監査役に報告しており、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席して必要な意見を述べています。また、総裁は、監査役と定期的に会合を実施し、意見交換を行っています。

7 会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

附属明細書（事業報告関係）

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

1. 会社役員について重要な兼職状況の明細
事業報告「4 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以 上